

福井県警察の少年警察補導員の服制及び服装に関する訓令

平成14年5月20日
福井県警察本部訓令第21号

改正

平成17年2月1日本部訓令第4号 平成25年10月29日本部訓令第27号 平成28年3月23日本部訓令第23号
令和4年3月18日本部訓令第12号 令和5年3月9日本部訓令第15号

福井県警察の少年警察補導員の服制及び服装に関する訓令を次のように定める。

福井県警察の少年警察補導員の服制及び服装に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、福井県警察における少年警察補導員（以下「補導員」という。）の服制及び服装について必要な事項を定めることを目的とする。

(服制及び貸与品等の品目等)

第2条 補導員の服制並びに支給品及び貸与品（以下「貸与品等」という。）の品目、員数及び使用期間は、別表第1のとおりとする。ただし、本部長が特に必要と認める場合は、その品目若しくは員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

(服装)

第3条 補導員の服装は、制服とする。ただし、街頭補導の場合及び人身安全・少年課長又は補導員の配置を受けている署長（以下「所属長」という。）が私服が適当であると認める場合は、この限りでない。

(着用期間)

第4条 服装の着用期間は、次の表に掲げるとおりとする。

服装の種別	着用期間	
	始期	終期
冬服、ワイシャツ、ネクタイ	12月1日	翌年3月31日
合服、ワイシャツ、ネクタイ	4月1日	5月31日
	10月1日	11月30日
夏服	6月1日	9月30日

(貸与品等の取扱い)

第5条 補導員は貸与品等の取扱いを適正にし、これをみだりに改造し、滅失し、又は毀損してはならない。

2 補導員は、使用期間の満了した貸与品等で使用可能なものについては、別表第2に定める数量を保有し、使用することができる。

(貸与品等の管理責任)

第6条 人身安全・少年課長は、貸与品等の貸与状況を明らかにするために、貸与品等管理一覧表（別記様式第1号）及び貸与品等個人管理簿（別記様式第2号又は別記様式第3号）を備え付け、必要な整理を行うものとする。

2 所属長は、貸与品等を点検し、使用及び保管状況を管理するものとする。

(再交付)

第7条 本部長は、補導員が使用期間の満了しない貸与品等の全部又は一部を滅失し、又は毀損した場合その他特別の必要があると認める場合には、これに代わる貸与品等を貸与し、又は支給するものとする。ただし、その滅失又は毀損が本人の故意又は重大な過失によるものと認めた場合には、補導員に対し貸与品等の代価相当額の弁償を求めることができる。

2 貸与品等の再交付を受けようとする補導員は、その理由及び状況をてん末書（別記様式第4号）により、所属長に報告しなければならない。

3 所属長は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、貸与品等再交付申請書（別記様式第5号）により本人のてん末書及び毀損した貸与品等を添え、人身安全・少年課長を経由して本部長に再交付の申請を行うものとする。

(貸与品等返納手続)

第8条 補導員は、使用期間が満了した貸与品等で第5条第2項の規定による保有及び使用数量を超えたものについては、返納しなければならない。

2 補導員は、失職し、退職し、又は休職を命ぜられた場合その他所属長の要求があった場合には、貸与品等を返納しなければならない。

3 本部長は、補導員が死亡した場合には、貸与品等を返納するために必要な措置を講ずるものとする。

4 前3項のいずれかに該当し、貸与品等を返納するときは、所属長を経由して本部長に行うものとする。

5 所属長は、返納する貸与品等を受領したときは、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるところにより取り扱わなければならない。

(1) 保有及び使用数量超過、失職、退職、休職その他所属長の要求があった場合 貸与品等返納書（別記様式第6号）に、現品を添えて人身安全・少年課長を経由して本部長に返納すること。

(2) 死亡の場合 遺族等から返納すべき貸与品等を受領し、前号に準じて返納すること。

(3) 人事異動による派遣等の場合 貸与品等のうち、少年警察補導員手帳を第1号に準じて返納すること。

附 則

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成17年2月1日福井県警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月29日福井県警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日福井県警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成28年3月28日から施行する。

附 則（令和4年3月18日福井県警察本部訓令第12号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月9日福井県警察本部訓令第15号）

この訓令は、令和5年3月13日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

服制及び貸与品等の品目等

(男性用)

品目	種別	制式	員数	使用期間		
支	冬服	色	濃紺色とする。	1着	5年	
		地質	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交燃織物若しくは交織織物とする。			
		エンブレム	地色にあつては濃紺色、裃にあつては金色とし、上部欄の下部に「福井」の文字を、その上部には丸に「JUVENILE」を付した日章を金色で表示する。下部欄には、福井県警察シンボルマスコットの図形を金色で入れる。			
		袖章	1 両袖の袖口に近い部位の外側に前面から後面にかけ斜め上に向けて付ける。 2 黒色の地紋織布に銀色糸を縫い付ける。			
	ズボン	色	上衣と同色とする。	1着	5年	
	地質	上衣と同質とする。				
	形状	形状は、図2のとおりとする。				
	制服	合服	色	紺色とする。	1着	5年
			地質	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交燃織物若しくは交織織物とする。		
			形状	冬服上衣と同様とする。		
		ズボン	色	上衣と同色とする。	1着	5年
	地質	上衣と同質とする。				
夏服	上衣	色	水色とする。	2着	2年	
		地質	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交燃織物若しくは交織織物とする。			
	形状	形状は、図3のとおり、長袖及び半袖とする。	1着	5年		
	ズボン	色			藍色とする。	
地質	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交燃織物若しくは交織織物とする。					
形状	冬服ズボンと同様とする。					
給	冬帽子	色	冬服上衣と同色とする。	1個	5年	
		地質	冬服上衣と同質とする。			
		ひさし及びあごひも	1 黒色の樹脂製とする。 2 あごひもは、腰の両側において日章を付けた黒金色の金属製耳ボタン各一個で留める。			
		記章	1 金色の金属製日章を金色のモール製桜で囲む。 2 黒色のフェルト製又は布製の台地とする。			
		帯章	黒色の地紋織布の中央に、銀色糸を縫い付けたものを腰に巻く。			
		形状	形状は、図4のとおりとする。			
	合帽子	色	合服上衣と同色とする。	1個	5年	
		地質	合服上衣と同質とする。ただし、後ろまちにあつてはナイロン製網目織物とする。			
	夏帽子	色	夏服ズボンと同色とする。	1個	5年	
		地質	夏服ズボンと同質とする。ただし、まちにあつてはナイロン製網目織物とする。			
	ワイシャツ	色	白色とする。	1着	2年	
		地質	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交燃織物若しくは交織織物とする。			
形状		1 肩章は紺色とする。 2 襟元に黒金色樹脂ボタン一個を付ける。 3 長袖とする。 1から3までのほかは、夏服上衣と同様とする。				
ネクタイ	色	藍ねず色とする。	1個	2年		
	地質	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交燃織物若しくは交織織物とする。				
	形状	棒ネクタイとする。				
ベルト	色	黒色とする。	1個	5年		
	地質	天然皮革又は合成皮革とする。				
形状	銀色の金属製バックルを付ける。					
靴下	色	濃紺色とする。	1足	1年		
	地質	合成繊維織物とする。				
	形状	短靴下とする。				
短靴	色	黒色とする。	1足	1年		
	地質	皮革又は合成皮革とする。				
	形状	短靴とする。				
貸与品	少年警察補導員手帳	1 本体は、チョコレート色皮製二つ折とし、黒色のひもを付け、「少年警察補導員」の文字を金色で表示する。 2 昇任時、係長級にあつては「主任少年警察補導員」、補佐級にあつては「統括少年警察補導員」と表示する。 3 証票入れは、無色透明のプラスチック製とし、証票に表示された事項を外側から確認できるものとする。 4 証票は、プラスチック製とし、写真(冬服又は合服を着装した、無帽上半身のものを)を印刷し、又は貼り付け、ホログラムにより日章を表示する。 5 記章は、金属製とし、光線部分を銀色、「福井県警察」及び「POLICE」の文字を黒色、その他の部分を金色で表示する。 6 形状は、図10のとおりとする。	1冊	5年		
		色	日章及び日章台の縁取りを金色、日章台の地を白色、横板及び桜葉を銀色とする。		1個	
		材質	金属とする。			
少年警察補導員章	制式	1 なし地の横板の中央に日章及び日章台を、日章台の両側及び横板の下方に桜葉を付ける。 2 横板に白色の線二条を溝にして入れる。 3 形状は、図11のとおりとする。	1個	5年		

				(女性用)		
品目	種別	制式	員数	使用期間		
支給品	制服	冬服	色	濃紺色とする。	1着	5年
			地質	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。		
			袖章	男性補導員冬服上衣と同様とする。		
		形状	形状は、図5のとおりとする。	1着	5年	
		色	上衣と同色とする。			
		地質	上衣と同質とする。			
		形状	形状は、図6のとおりとする。	1着	5年	
		色	上衣と同色とする。			
		地質	上衣と同質とする。			
	形状	形状は、図7のとおりとする。	1着	5年		
	色	紺色とする。				
	地質	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。				
	形状	冬服上衣と同様とする。	1着	5年		
	色	上衣と同色とする。				
	地質	上衣と同質とする。				
	形状	冬服スカートと同様とする。	1着	5年		
	色	上衣と同色とする。				
	地質	上衣と同質とする。				
	形状	冬服ズボンと同様とする。	1着	5年		
	色	水色とする。				
	地質	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。				
	形状	形状は、図8のとおり、長袖及び半袖とする。	2着	2年		
	色	藍色とする。				
	地質	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。				
形状	冬服のスカートと同様とする。	1着	5年			
色	夏服スカートと同色とする。					
地質	夏服スカートと同質とする。					
形状	冬服ズボンと同様とする。	1着	5年			
色	冬服上衣と同色とする。					
地質	冬服上衣と同質とする。					
制帽	冬帽子	記章	寸法のほかは、男性補導員冬帽子と同様とする。	1個	5年	
		帯章	1 頭下部に巻く。 2 黒色のグログラン織布で、中央に銀色糸を縫い付ける。 3 前面中央部において、ひだ一条を付ける。 4 前面中央部に帯章飾りを付ける。			
		形状	形状は、図9のとおりとする。			
		色	合服上衣と同色とする。			
	合帽子	地質	合服上衣と同質とする。	1個	5年	
		制式	冬帽子と同様とする。			
	夏帽子	色	夏服スカートと同色とする。	1個	5年	
		制式	冬帽子と同様とする。			
	ワイシャツ	地質	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交擦織物若しくは交織織物とする。	1着	2年	
		形状	1 肩章は紺色とする。 2 襟元に黒金色樹脂ボタン一個を付ける。 3 長袖とする。 1から3までのほかは、夏服上衣と同様とする。			
	ネクタイ	男性補導員ネクタイと同様とする。	1個	2年		
	ベルト	色	紺色とする。	1個	5年	
地質		天然皮革又は合成皮革とする。				
形状		金色の金属製バックルを付ける。				
靴下	色	濃紺色とする。	1足	1年		
	地質	合成繊維織物とする。				
短靴	色	黒色とする。	1足	1年		
	地質	皮革又は合成皮革とする。				
貸与品	少年警察補導員手帳	形状	1 本体は、チョコレート色皮製二つ折とし、黒色のひもを付け、「少年警察補導員」の文字を金色で表示する。 2 昇任時、係長級にあっては「主任少年警察補導員」、補佐級にあっては「統括少年警察補導員」と表示する。 3 証票入れは、無色透明のプラスチック製とし、証票に表示された事項を外側から確認できるものとする。 4 証票は、プラスチック製とし、写真(冬服又は合服を着装した、無帽上半身のもの)を印刷し、又は貼り付け、ホログラムにより日章を表示する。 5 記章は、金属製とし、光線部分を銀色、「福井県警察」及び「POLICE」の文字を黒色、その他の部分を金色で表示する。 6 形状は、図10のとおりとする。	1冊	X	
		材質	日章及び日章台の縁取りを金色、日章台の地を白色、横板及び桜葉を銀色とする。			
	少年警察補導員章	制式	1 なし地の横板の中央に日章及び日章台を、日章台の両側及び横板の下方に桜葉を付ける。 2 横板に白色の線二条を溝にして入れる。 3 形状は、図11のとおりとする。	1個		

形状図 (男性用)

図1 冬・合服上衣

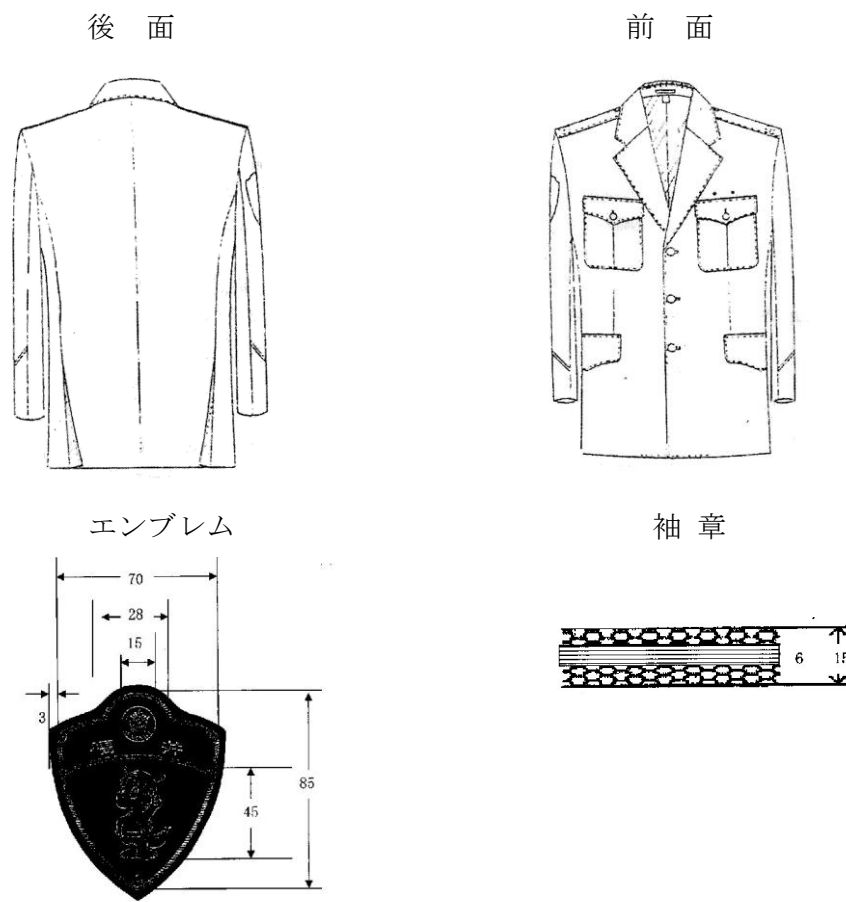


図2 冬・合・夏服ズボン

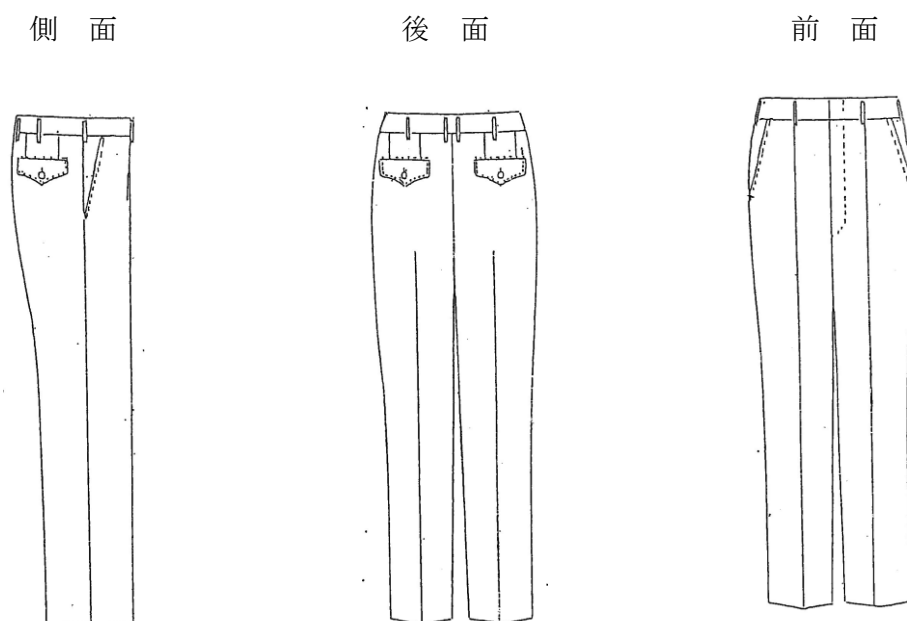
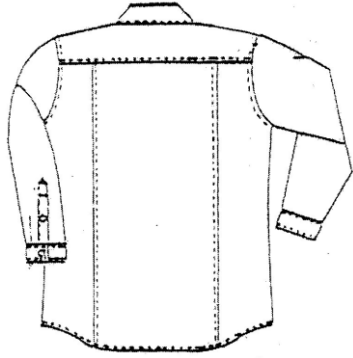


図3 夏服上衣

長袖

後面

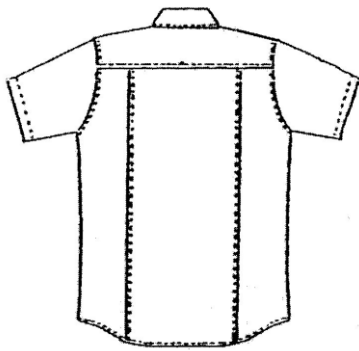


前面



半袖

後面

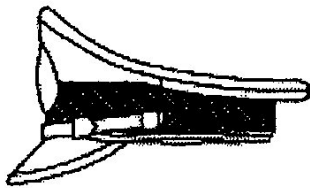


前面

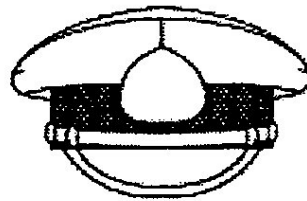


図4 冬・合・夏帽子

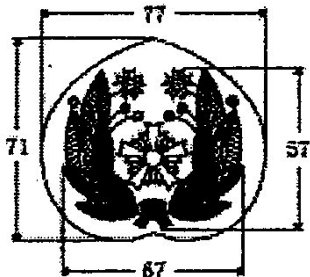
側面



前面



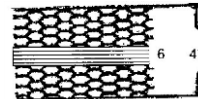
記章



耳ボタン



帯章



形状図（女性用）

図5 冬・合服上衣

後面 前面

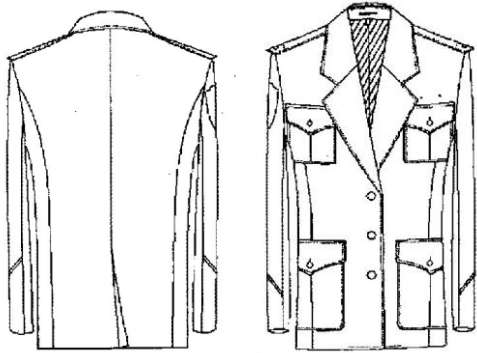


図6 冬・合・夏服スカート

後面 前面

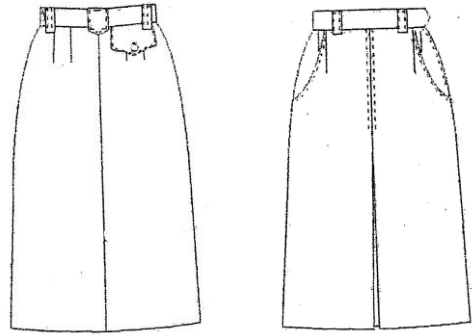


図7 冬・合・夏服ズボン

側面 後面 前面

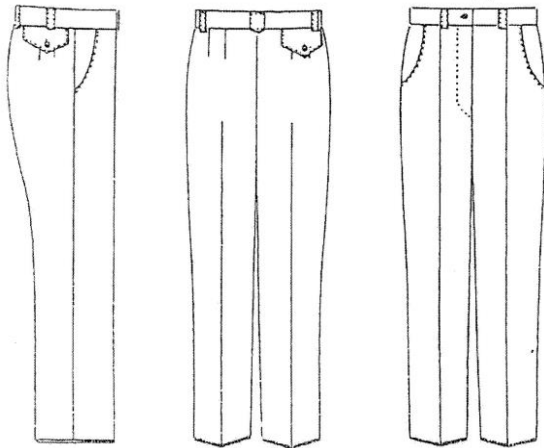


図8 夏服上衣

後面 長袖 前面

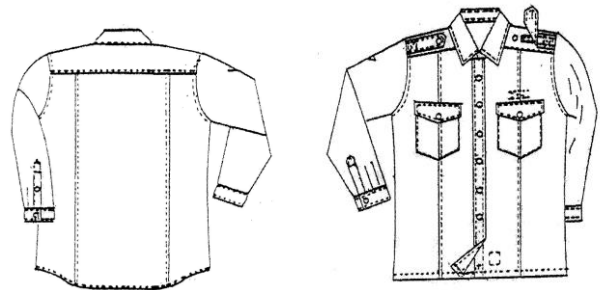


図8 夏服上衣

半袖 後面 前面

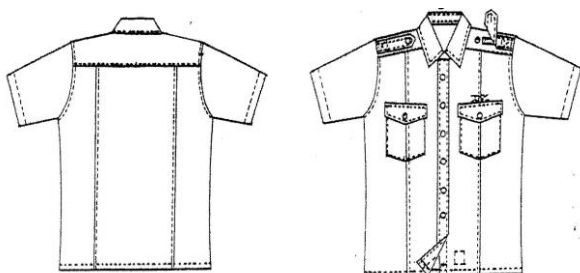


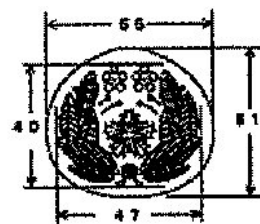
図9 冬・合・夏帽子

側面 前面



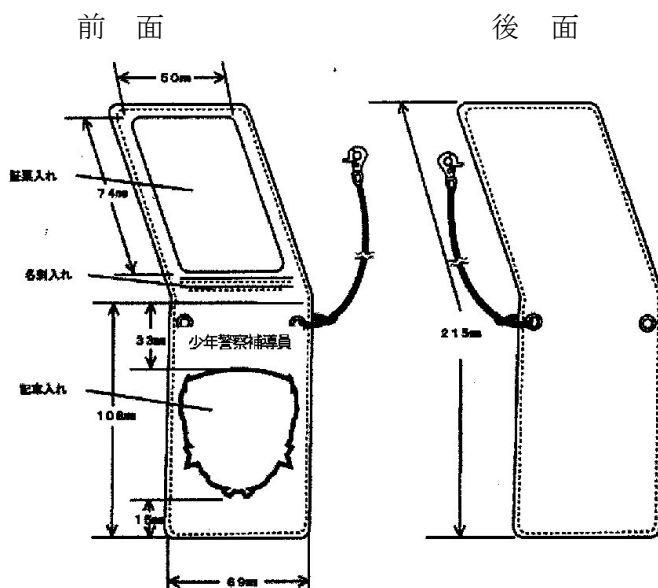
記章

帯章



形状図（共通）

図 1 0 少年警察補導員手帳



少年警察補導員手帳（証票）

少年警察補導員手帳（記章）

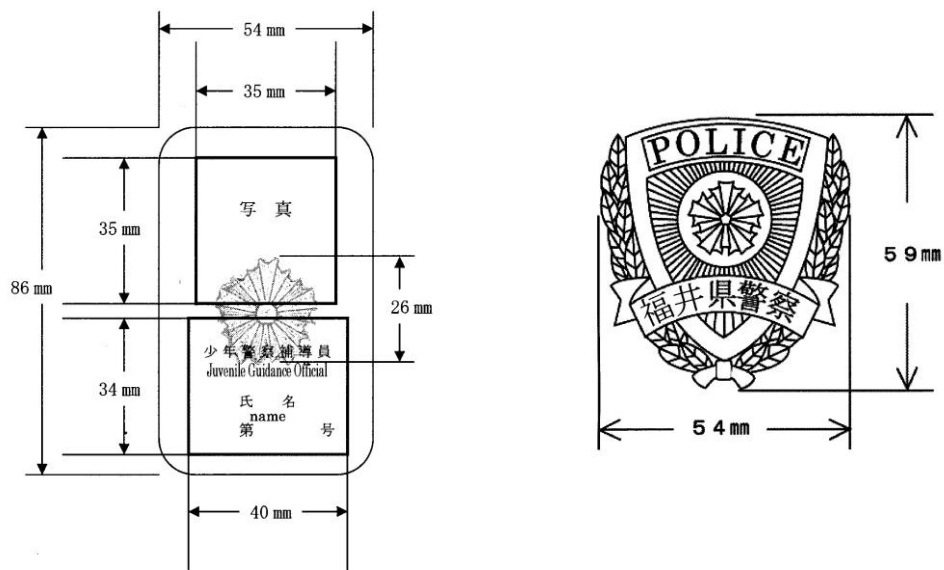
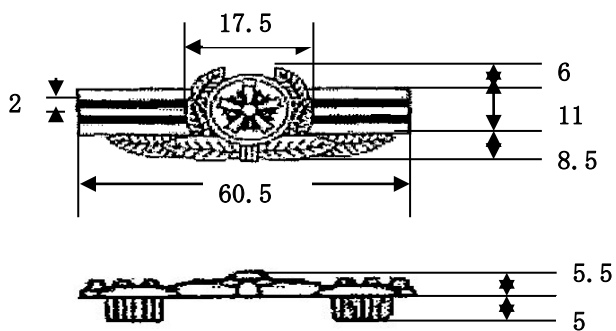


図 1 1 少年警察補導員章



別表第2（第5条関係）

	品 目		保有及び使用個数	
	支 給 品	制 服	冬 服	上 衣
スカート				2 着
ズボン				2 着
合 服			上 衣	2 着
			スカート	2 着
			ズボン	2 着
夏 服			上 衣	2 着
			スカート	2 着
			ズボン	2 着
制 帽		冬帽子		2 個
		合帽子		2 個
		夏帽子		2 個
ワイシャツ			3 着	
ネクタイ			2 個	
ベルト			2 個	
貸 与 品	少年警察補導員手帳		1 冊	
	少年警察補導員章		1 個	

様式省略